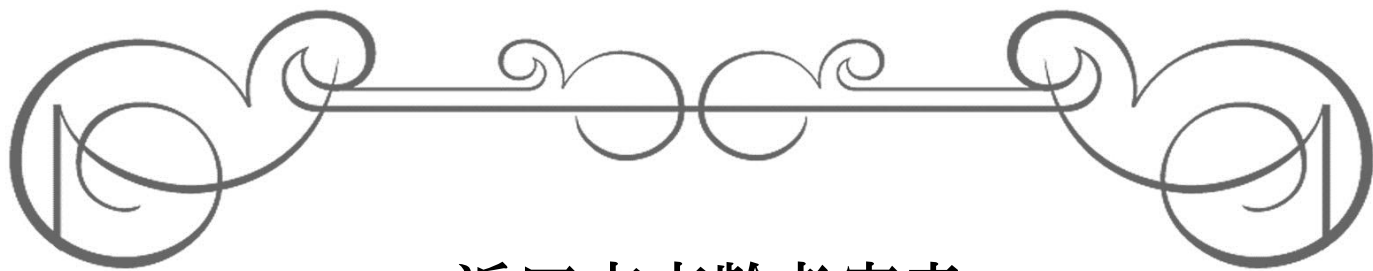


浜田市高齢者福祉計画

計画期間：平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）



島根県 浜田市



浜田市高齢者憲章

平成20年3月21日制定

わたくしたちは、浜田市民であることを誇りとし、美しい自然に恵まれたこのまちで、自立の心もち、主体的な役割を担い、いきいきと暮らしていくことをめざして、この憲章を定めます。

- 一 生涯を通じて、心身の健康づくりにつとめます。
- 一 みずからの知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加します。
- 一 ふるさとの伝統文化を守り伝えるまちづくりをすすめます。
- 一 互いに支えあい、人情あふれる地域づくりをすすめます。
- 一 生きがいもち、心豊かな人生をはぐくみます。



目 次

第 1 章	計画策定の基本的な考え方	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
第 2 章	浜田市の高齢者の現状と将来推計	3
1	高齢者人口の状況	3
2	高齢者世帯の状況	7
3	高齢者の健康状態	10
4	将来推計	15
第 3 章	計画の基本的な考え方	16
1	計画の基本理念	16
2	計画の基本目標	16
3	計画の体系	17
第 4 章	目標達成のための事業	18
1	地域包括ケア体制の充実	18
2	介護予防と生活支援体制の充実	21
3	認知症高齢者支援施策の充実	27
4	サービス基盤の計画的整備	30
5	生涯現役のまちづくり	36
第 5 章	安全安心なまちづくりを目指して	37
1	防災対策の推進	37
2	その他の対策	39
第 6 章	高齢者福祉の推進にあたって	41
1	計画の推進体制	41
2	果たすべき役割	41
資料編		42
1	策定経過	42
2	浜田市保健医療福祉協議会規則	43
3	浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	44
4	浜田市高齢者福祉専門部会委員名簿	45

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

わが国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「平成29年版高齢社会白書」によると、平成28年（2016年）10月1日時点の日本の総人口は1億2,693万人であり、その内65歳以上の高齢者は3,459万人、高齢化率は27.3%であるとされています。

平成12年（2000年）4月に介護保険制度が始まってから18年が経過し、全国的に介護保険制度が定着して、介護サービス利用者は年々増加しています。

高齢化率については、平成32年（2020年）に28.9%、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年（2025年）には30.0%になると見込まれており、こうした急速な高齢化により、高齢者の地域生活に大きな変化が予想されるとともに、介護保険制度の運営にも大きな影響を及ぼすものと予想されます。

このような中、国においては第6期介護保険事業計画から要介護状態が重度化しても住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム¹の構築が位置づけられました。

今後は、地域包括ケアシステムを着実に深化・推進していくため、市町村が保険者機能を強化し、自立支援・重度化防止に積極的に取り組むことや、医療・介護の連携等の推進、ニーズに応じたサービス内容の見直し、介護人材の確保などの取り組みを進めていくことが求められています。

さらに、平成28年（2016年）には「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す「地域共生社会の実現」が国から示されています。

本市においても平成27年（2015年）の高齢化率は33.4%と高齢化は進行しており、これからさらに高くなることが予想され、健康寿命の延伸のため、認知症対策や身体機能の維持等への対策がこれまで以上に求められています。特に認知症については、本人や家族への負担が大きいことや、徘徊等、命に直結するリスクが高いことから地域ぐるみの対策は急務です。また、加齢に伴う筋力や心身の活力の低下を防ぐことも重要です。高齢者が自分らしく住みなれた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症対策をはじめ、健康づくり、生活習慣病の予防等をより一体的に進める必要があります。

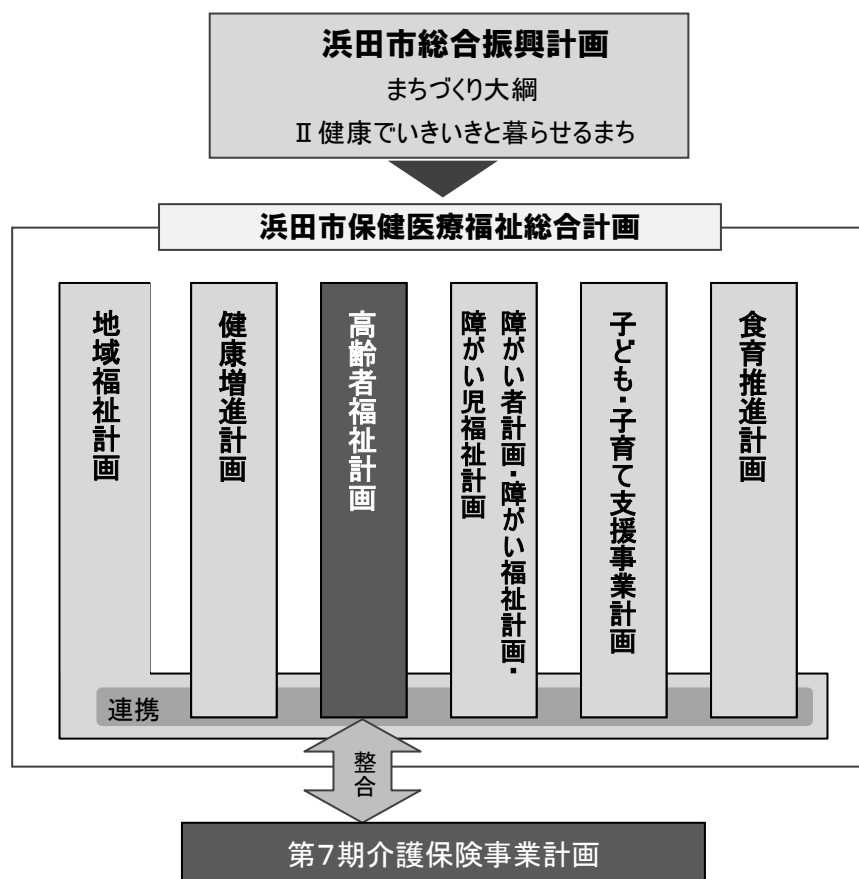
また、趣味や生涯学習、スポーツ、就労、交流、ボランティアなどの活動に、社会との関わりの中で積極的に参加し、地域での孤立化を防ぐとともに、一人ひとりが生きがいをもって元気に暮らすことがより重要となります。

これら国や本市の高齢者を取り巻く状況等を踏まえ、高齢者福祉施策を進めるため、浜田地区広域行政組合の介護保険事業計画との整合を図りつつ、「浜田市高齢者福祉計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））」を見直し、新たに「浜田市高齢者福祉計画（平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））」を策定します。

¹ 地域包括ケアシステム：概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制のこと。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく計画であり、「浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市保健医療福祉総合計画」を上位計画とし、「浜田市地域福祉計画」、「浜田市健康増進計画」等各種計画との整合を図りながら、浜田市高齢者憲章（平成20年（2008年）3月21日制定）の精神を尊重し、高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画です。



3 計画の期間

本計画は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とし、平成37年度（2025年度）に向けた中長期的な視点を持った計画として策定するものです。

■計画の期間

平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
前計画			浜田市高齢者福祉計画 (本計画)			次計画		
		見直し			見直し			

第2章 浜田市の高齢者の現状と将来推計

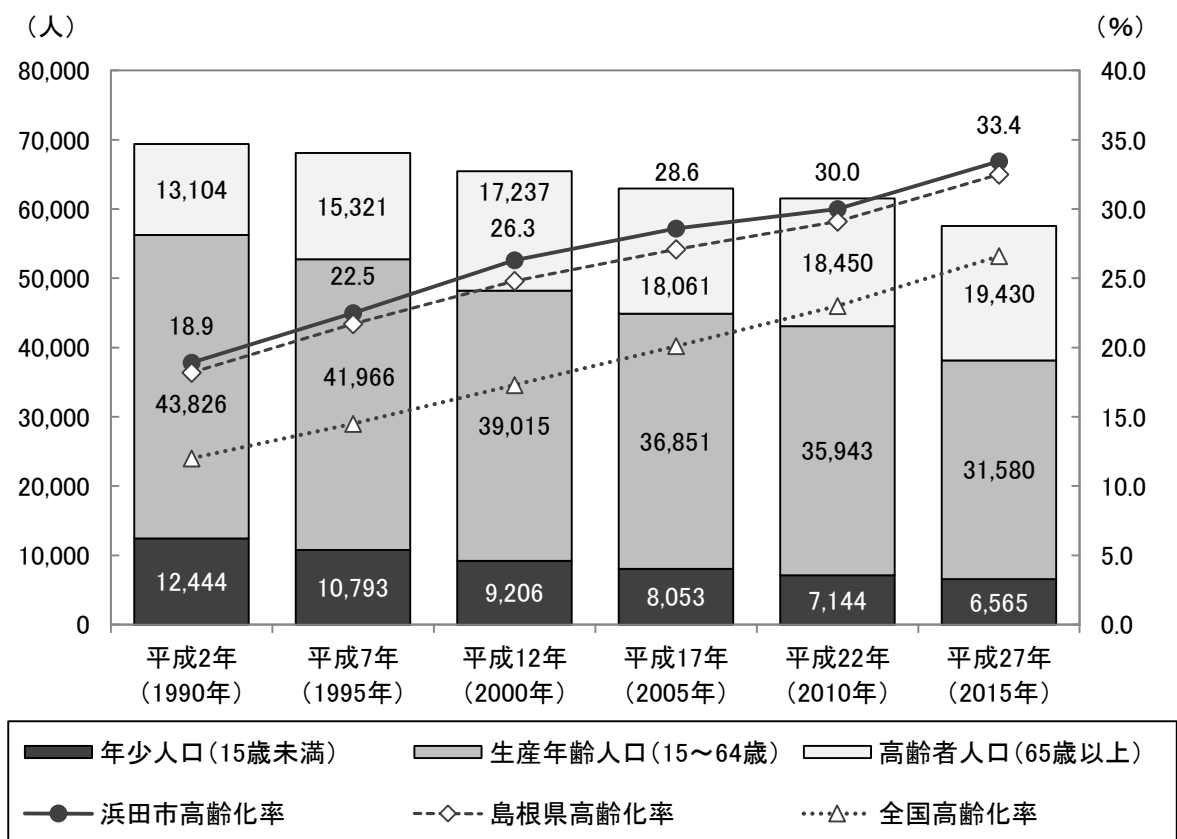
1 高齢者人口の状況

(1) 国勢調査からみた人口構造の変化と推移

国勢調査結果によると、平成2年（1990年）以降、本市の総人口は減少が続いている一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。平成27年（2015年）の高齢化率は33.4%となっており、3人のうち1人が高齢者となっています。

また、年少人口（15歳未満）については、平成2年（1990年）から平成27年（2015年）にかけて、12,444人から6,565人へと約半数にまで減少しており、少子化も急速に進行しています。

■ 年齢3区分別人口の推移と高齢化率



資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳からみた人口の推移

住民基本台帳の登録人口をみると、高齢者人口は平成24年（2012年）以降増加傾向で推移しており、平成29年（2017年）10月1日現在、高齢化率は35.7%となっています。

自治区別では、弥栄自治区が最も高齢化が進んでおり、次いで三隅自治区、旭自治区、金城自治区、浜田自治区の順となっています。

また、平成29年（2017年）の人口構造をみると、男女ともに65～69歳が最も多い年齢層となっています。

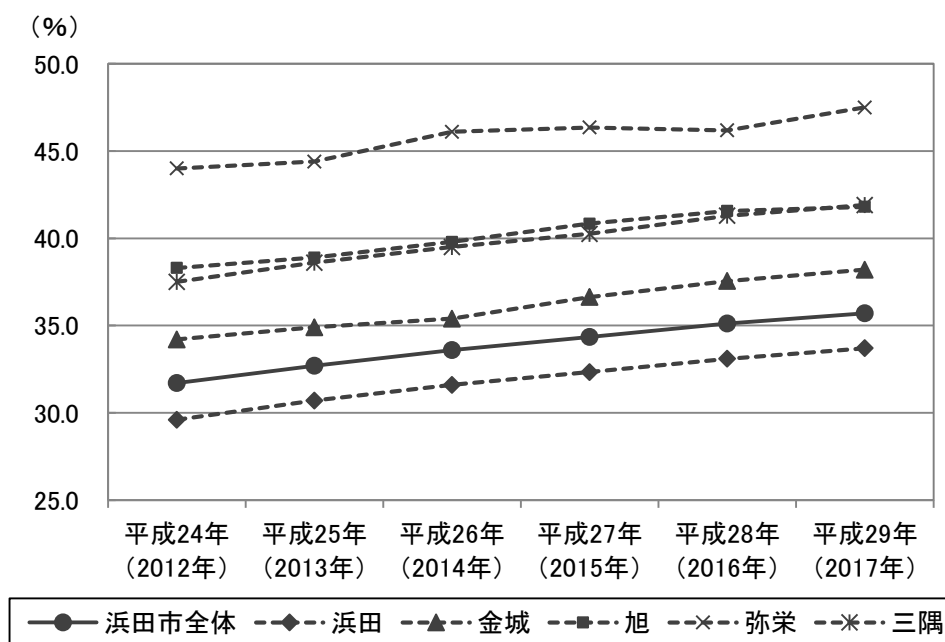
■人口と高齢者数・高齢化率の推移

単位：人、%

区分	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)
浜田市全体						
総人口	59,140	58,483	57,667	56,877	56,164	55,342
高齢者人口	18,752	19,110	19,370	19,532	19,724	19,747
高齢化率	31.7	32.7	33.6	34.3	35.1	35.7
浜田						
総人口	43,174	42,828	42,265	41,724	41,206	40,710
高齢者人口	12,799	13,144	13,369	13,492	13,638	13,701
高齢化率	29.6	30.7	31.6	32.3	33.1	33.7
金城						
総人口	4,674	4,589	4,552	4,458	4,421	4,336
高齢者人口	1,598	1,602	1,611	1,633	1,660	1,657
高齢化率	34.2	34.9	35.4	36.6	37.5	38.2
旭						
総人口	3,191	3,102	3,046	2,958	2,887	2,811
高齢者人口	1,222	1,207	1,212	1,208	1,200	1,176
高齢化率	38.3	38.9	39.8	40.8	41.6	41.8
弥栄						
総人口	1,490	1,447	1,402	1,385	1,375	1,343
高齢者人口	656	642	647	642	635	638
高齢化率	44.0	44.4	46.1	46.4	46.2	47.5
三隅						
総人口	6,611	6,517	6,402	6,352	6,275	6,142
高齢者人口	2,477	2,515	2,531	2,557	2,591	2,575
高齢化率	37.5	38.6	39.5	40.3	41.3	41.9

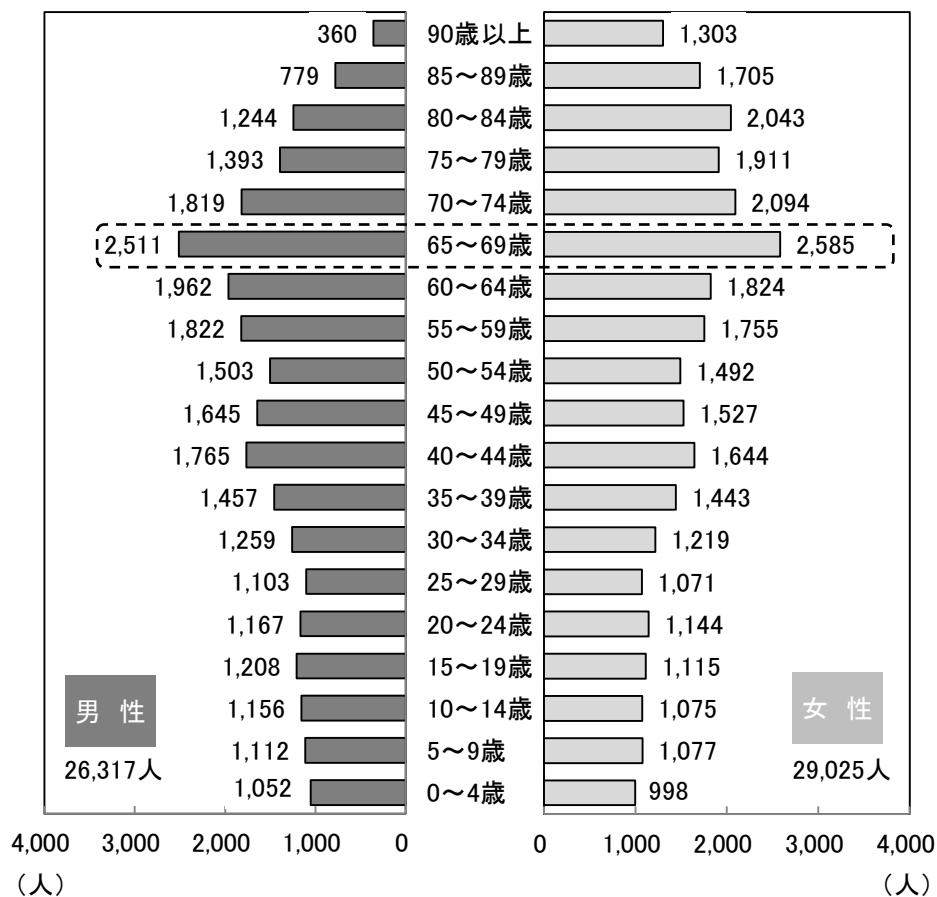
資料：住民基本台帳、外国人登録(各年10月1日現在)

■高齢化率の推移(自治区別)



資料：住民基本台帳、外国人登録(各年10月1日現在)

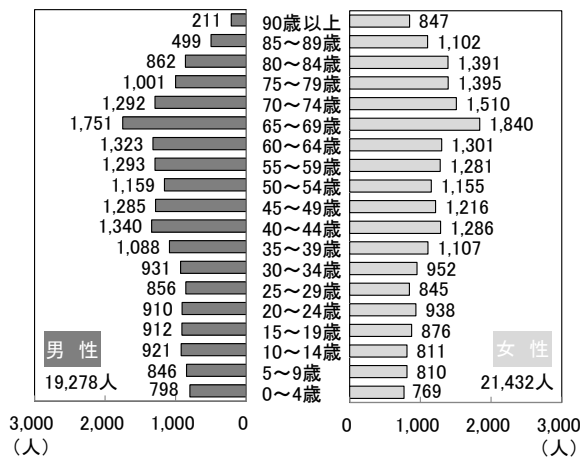
■浜田市の人口構造(平成29年(2017年))



資料：住民基本台帳(10月1日現在)

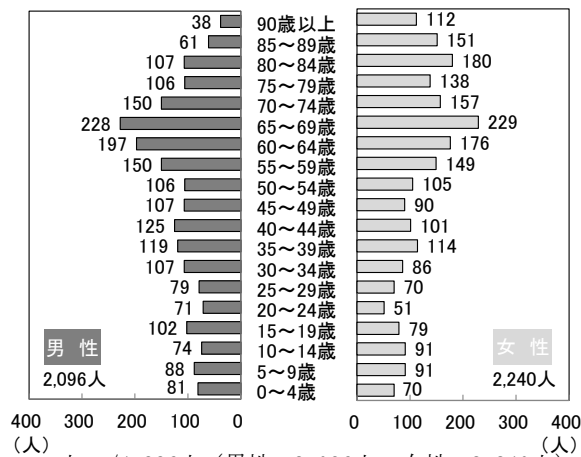
■各自治区別の人口構造(平成29年(2017年))

【浜田自治区】



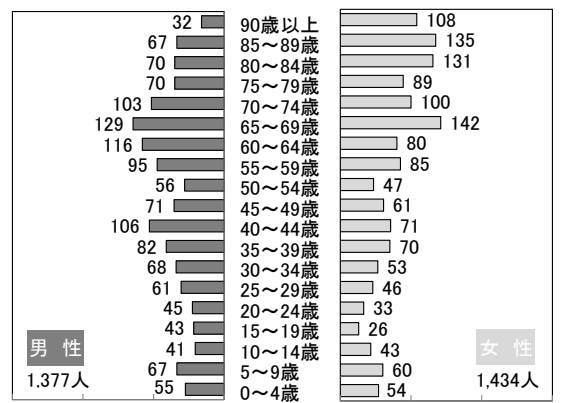
人口/40,710人(男性:19,278人 女性:21,432人)
 高齢化率/33.7% 世帯/19,756世帯
 75歳以上率/18.0%

【金城自治区】



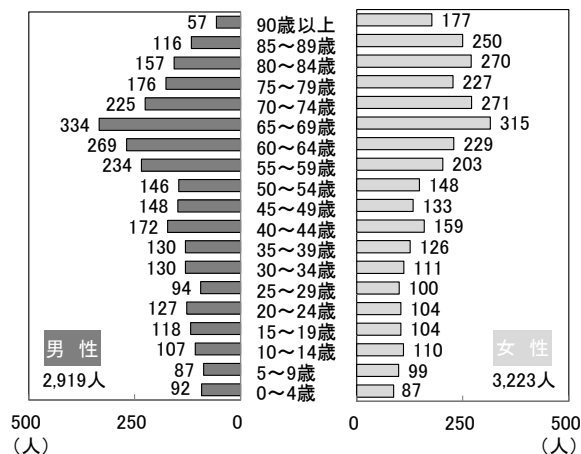
人口/4,336人(男性:2,096人 女性:2,240人)
 高齢化率/38.2% 世帯/1,902世帯
 75歳以上率/20.6%

【旭自治区】



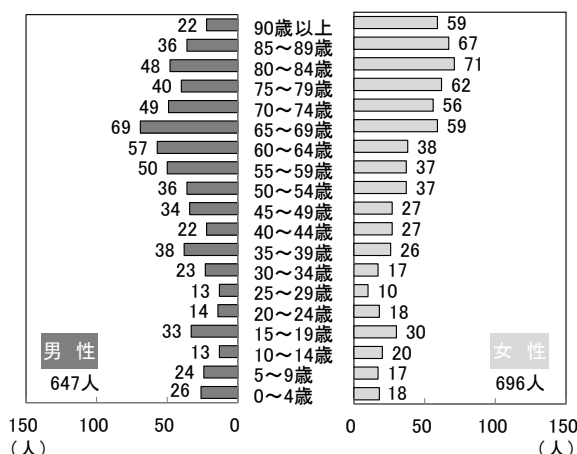
人口/2,811人(男性:1,377人 女性:1,434人)
 高齢化率/41.8% 世帯/1,375世帯
 75歳以上率/25.0%

【三隅自治区】



人口/6,142人(男性:2,919人 女性:3,223人)
 高齢化率/41.9% 世帯/2,885世帯
 75歳以上率/23.3%

【弥栄自治区】



人口/1,343人(男性:647人 女性:696人)
 高齢化率/47.5% 世帯/680世帯
 75歳以上率/30.2%

資料:住民基本台帳(10月1日現在)

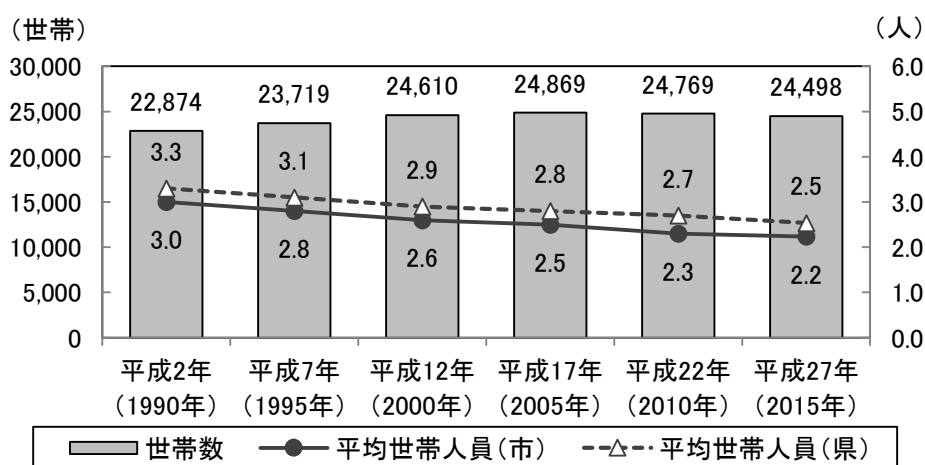
2 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者の世帯数

総世帯数は平成17年（2005年）をピークに増加から減少に転じています。また、平均世帯人員も減少が続いており、島根県平均を約0.3ポイント下回っています。

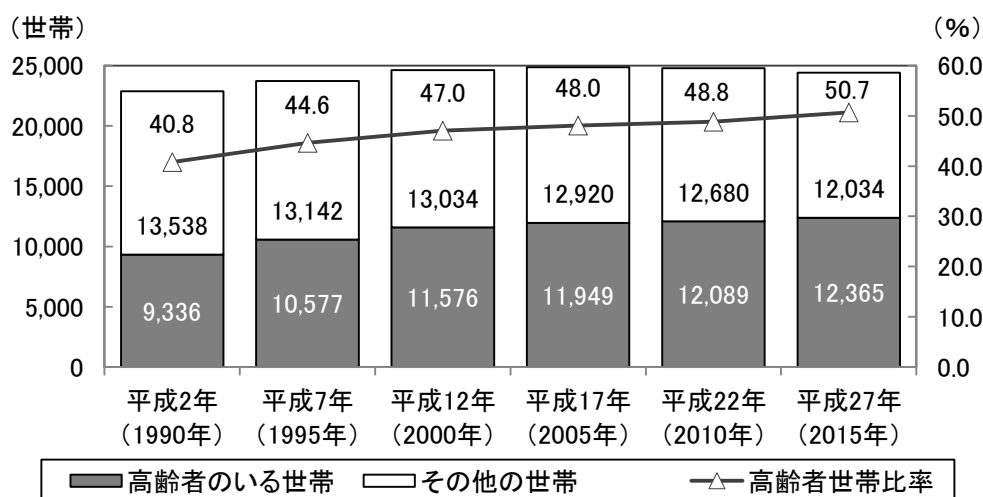
一般世帯全体に占める高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年（2015年）には5割を上回っています。

■世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯の内訳

高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者のみの世帯(高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯)が増加傾向にあり、平成27年(2015年)では54.0%と半数以上を占めています。

■高齢者のいる世帯の状況(浜田市)

単位：世帯

区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	22,874	23,719	24,610	24,869	24,769	24,399
高齢者のいる世帯	9,336	10,577	11,576	11,949	12,089	12,365
高齢者単身世帯	1,646	2,086	2,672	2,999	3,308	3,748
高齢者夫婦世帯	1,395	1,941	2,432	2,694	2,694	2,934
高齢者同居世帯	6,295	6,550	6,472	6,256	6,087	5,683

資料：国勢調査

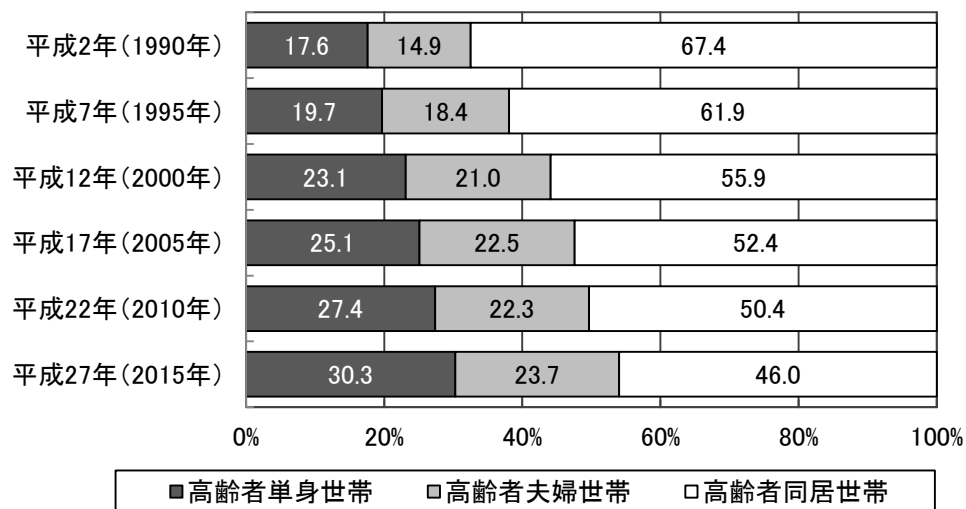
■高齢者のいる世帯の状況(島根県)

単位：世帯

区分	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
一般世帯数	235,014	244,996	256,508	259,289	260,921	264,080
高齢者のいる世帯	99,537	112,331	123,265	128,687	131,636	137,643
高齢者単身世帯	13,615	17,160	21,124	24,452	27,279	31,636
高齢者夫婦世帯	12,015	17,057	21,754	24,562	26,439	29,665
高齢者同居世帯	73,907	78,114	80,387	79,673	77,918	76,342

資料：国勢調査

■高齢者世帯内訳の推移(浜田市)



資料：国勢調査

(3) 高齢者独居世帯数の推移

高齢者独居世帯数は、平成17年（2005年）から平成27年（2015年）の10年間で、65歳以上は1.2倍、75歳以上は1.3倍、85歳以上は2.2倍に増加しています。

男女別にみると、女性の高齢者独居世帯が多く、配偶者死別を要因とする独居世帯が多くなっています。

■高齢者独居世帯数

単位：世帯

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
	総数	総数	総数
65歳以上	2,999	3,308	3,748
75歳以上	1,754	2,111	2,319
85歳以上	385	582	833

資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況

【平成17年（2005年）】

単位：世帯＝人

区分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	619	60	52	363	119	2,380	136	39	2,031	147
75歳以上	312	18	27	228	29	1,442	56	18	1,296	61
85歳以上	78	4	9	58	2	307	8	1	290	7

【平成22年（2010年）】

単位：世帯＝人

区分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	753	96	81	418	138	2,555	155	71	2,130	174
75歳以上	417	18	49	296	47	1,694	67	37	1,514	63
85歳以上	104	－	13	84	7	478	8	9	449	9

【平成27年（2015年）】

単位：世帯＝人

区分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	1,052	226	120	451	231	2,696	150	68	2,210	243
75歳以上	465	30	53	311	66	1,854	73	42	1,651	73
85歳以上	161	3	21	130	7	672	15	9	630	13

資料：国勢調査

3 高齢者の健康状態

(1) 高齢者の平均余命

平均余命は、日常的に介護を必要としない平均自立期間²と、介護が必要になる要介護期間の2種類からなります。

浜田市では、平均余命は男性は島根県よりやや低く、女性は若干高くなっています。平均自立期間は男女ともに低くなっています。また、要介護期間は男女ともに島根県よりも長くなっています。

■男女別65歳の平均余命、平均自立期間、要介護期間(平成25年(2013年)を中間年とした5年の平均)

【男性】

単位：年、歳

区分	島根県	浜田圏域	浜田市	島根県と 浜田市との差
平均余命	19.15	18.92	19.02	△0.13
平均自立期間	17.46	16.72	16.77	△0.69
要介護期間	1.69	2.19	2.25	0.56

【女性】

単位：年、歳

区分	島根県	浜田圏域	浜田市	島根県と 浜田市との差
平均余命	24.03	24.07	24.08	0.05
平均自立期間	20.92	19.88	19.74	△1.18
要介護期間	3.38	4.19	4.34	0.96

資料：島根県健康指標データベースシステム

² 平均自立期間：要介護状態でない余命を示す指標であり、要介護者率を生命表に結合することによって算出される。この概念は「健康寿命」、「活動的平均余命」などとよばれるものと基本的に同一の概念である。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

(2) 要支援・要介護認定者数及び認定率

第1号被保険者のうちの要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、平成28年度（2016年度）は平成26年度（2014年度）と比べて、97人増加し4,719人となっています。

要介護認定率について、平成28年度（2016年度）では平成26年度（2014年度）と比べて0.1ポイントの増加に留まっています。また、全国、県と比べても認定率は高い状況となっています。

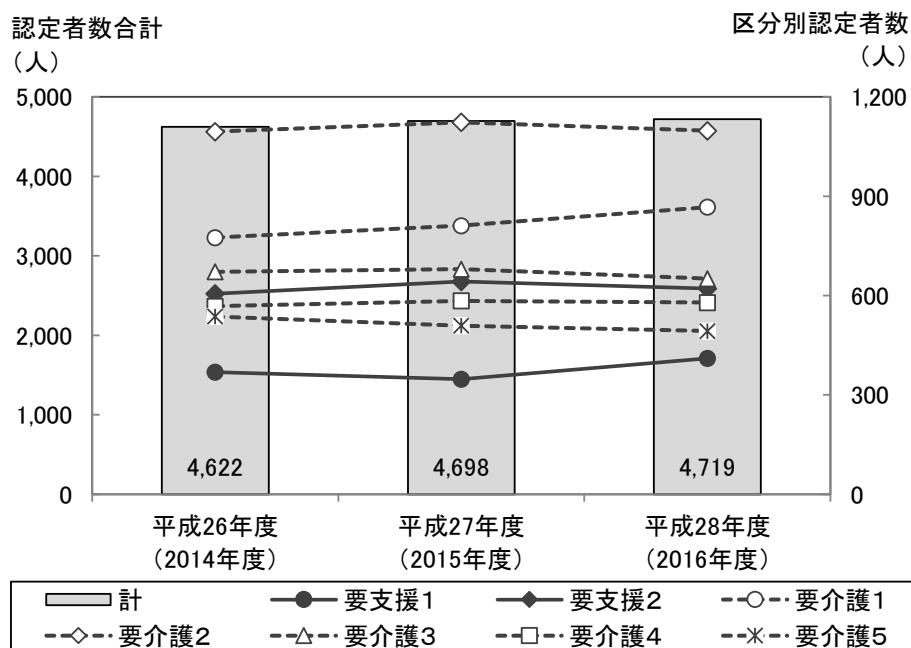
■浜田市要支援・要介護認定者数の推移（平成26年度（2014年度）～28年度（2016年度））

単位：人、%

区分	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
第1号被保険者	19,440	19,685	19,762
要支援1	369	348	410
要支援2	606	643	621
要介護1	775	811	867
要介護2	1,095	1,123	1,098
要介護3	672	680	651
要介護4	568	584	579
要介護5	537	509	493
計	4,622	4,698	4,719
市認定率	23.8	23.9	23.9
県認定率	20.9	20.8	20.8
全国認定率	17.9	17.9	18.0

資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

■認定者数合計と区分別認定者数の推移（平成26年度（2014年度）～28年度（2016年度））



資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

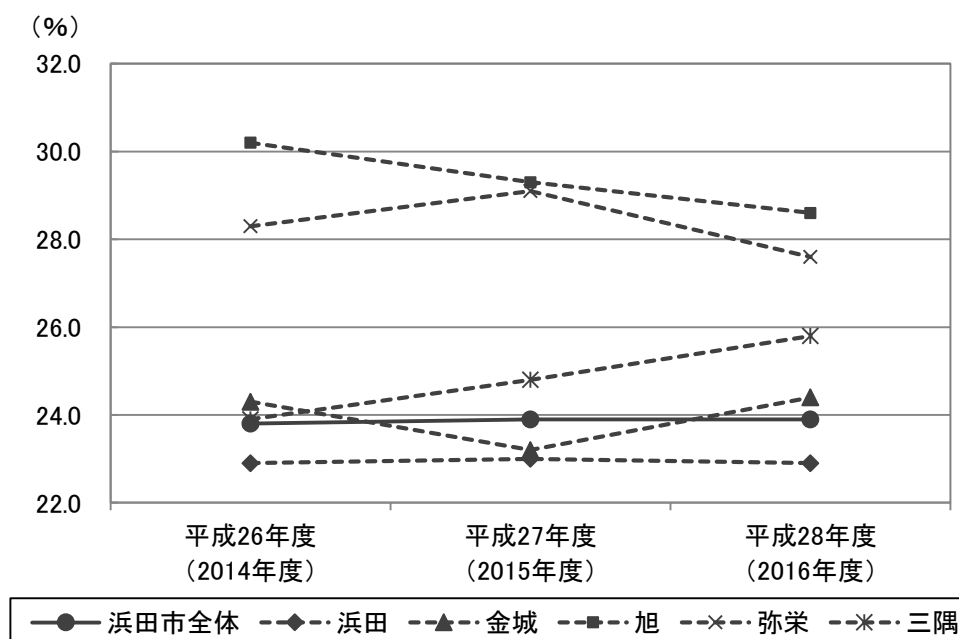
■自治区別の要支援・要介護認定者数の推移(平成26年度(2014年度)～28年度(2016年度))

単位：人、%

	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
浜田			
第1号被保険者数	13,422	13,615	13,694
要支援・要介護認定者数	3,074	3,137	3,133
認定率	22.9	23.0	22.9
金城			
第1号被保険者数	1,637	1,649	1,673
要支援・要介護認定者数	398	382	408
認定率	24.3	23.2	24.4
旭			
第1号被保険者数	1,210	1,213	1,191
要支援・要介護認定者数	365	355	341
認定率	30.2	29.3	28.6
弥栄			
第1号被保険者数	632	635	631
要支援・要介護認定者数	179	185	174
認定率	28.3	29.1	27.6
三隅			
第1号被保険者数	2,539	2,573	2,573
要支援・要介護認定者数	606	639	663
認定率	23.9	24.8	25.8

資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

■自治区別の認定率の推移(平成26年度(2014年度)～28年度(2016年度))



資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

(3) 要支援・要介護認定者の認知症自立度別人数及び認知症率

認知症高齢者については、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準により、その状態に応じてⅠ～Ⅳまでの大きく5つのランクに区分しています。

平成28年度（2016年度）末の要支援・要介護認定者のうち、認知症自立度Ⅱa以上と判断された高齢者は2,836人で、要支援・要介護認定者に占める割合（認知症出現率）は、60.1%となっており、近年は人数、認知症率ともに横ばい傾向となっていますが、今後、後期高齢者の増加と比例して増加していくものと推測されます。

また、介護度別にみると、要支援認定者の認知症出現率が10%台であるのに対し、要介護認定者の認知症出現率は70%を超える高い割合となっています。

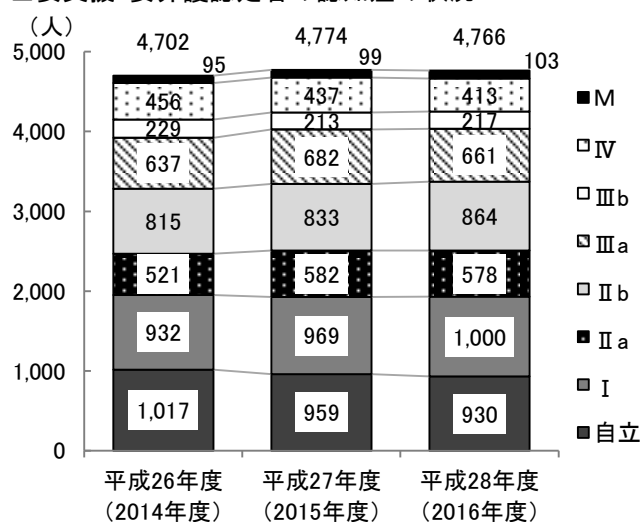
■要支援・要介護認定者の認知症自立度別人数

単位：人、%

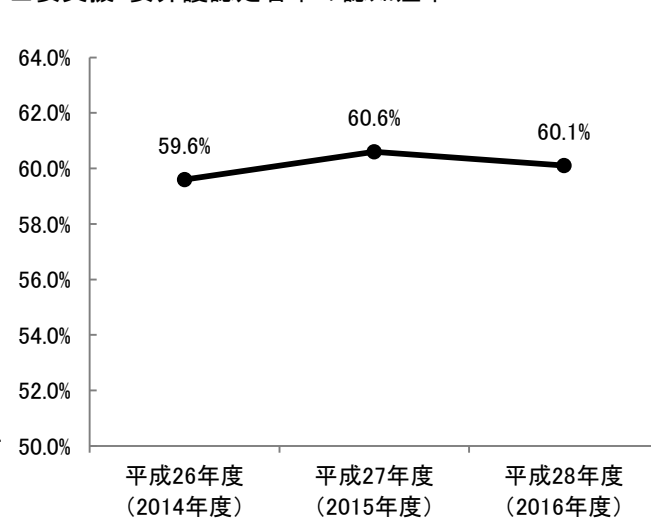
区分		平成26年度（2014年度）	平成27年度（2015年度）	平成28年度（2016年度）
認知症自立度	Ⅳ	95	99	103
	Ⅲb	456	437	413
	Ⅲa	229	213	217
	Ⅱb	637	682	661
	Ⅱa	815	833	864
	Ⅰ	521	582	578
	自立	932	969	1,000
	計	1,017	959	930
	計	4,702	4,774	4,766
認知症ランクⅡa以上の人数		2,753	2,846	2,836
要支援・要介護認定者数		4,622	4,698	4,719
認定者に占める割合（出現率）		59.6	60.6	60.1

資料：浜田地区広域行政組合 要介護認定審査情報 各年度3月末数値

■要支援・要介護認定者の認知症の状況



■要支援・要介護認定者中の認知症率



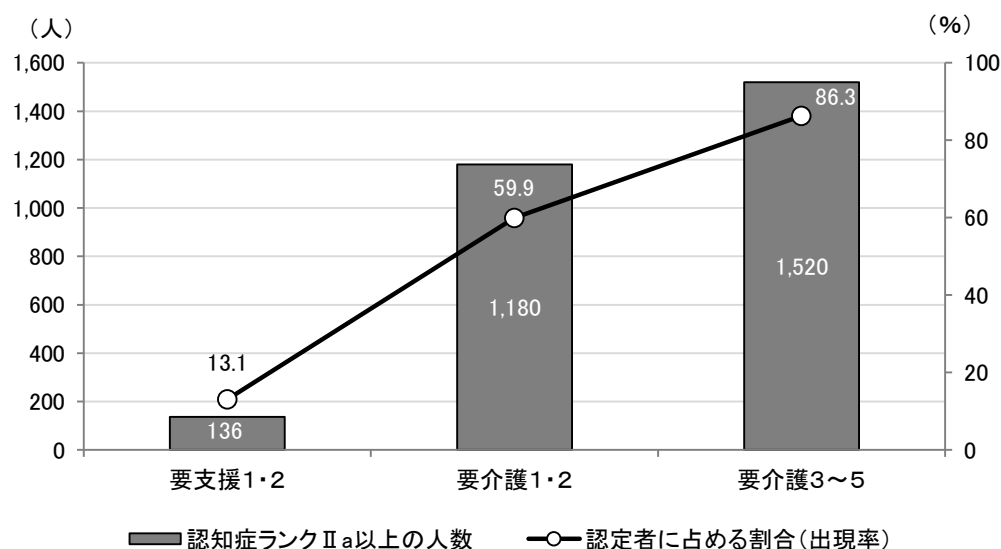
各年度末認定者の認定審査時状況。認知症はランクⅡa以上の出現率。

■介護度別の認知症自立度別人数(平成28年度(2016年度))

単位:人、%

区分	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3～5	要介護 計
要支援・要介護認定者数	1,036	1,969	1,761	3,730
認知症ランクⅡa 以上の人数	136	1,180	1,520	2,700
認定者に占める 割合(出現率)	13.1	59.9	86.3	72.4

■介護度別の認知症自立度Ⅱa以上の状況(平成28年度(2016年度))



ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(厚生労働省 平成18年(2006年)1月19日 老老発第0119001号より抜粋)

4 将来推計

(1) 将来推計人口

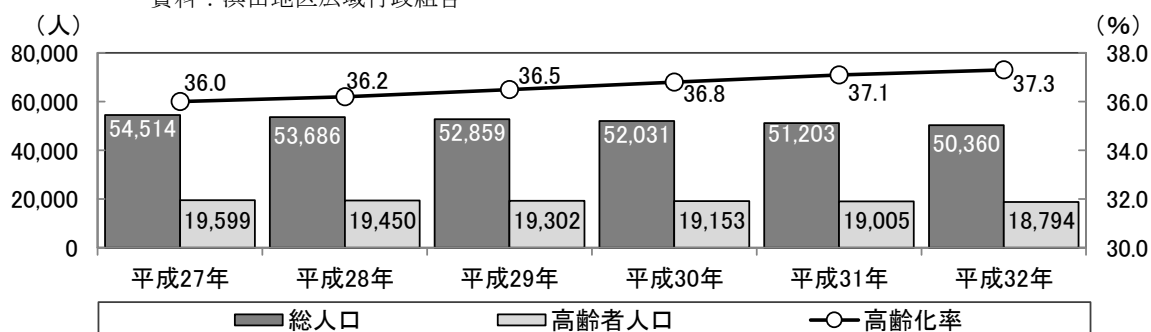
住民基本台帳を基にした将来推計人口では、総人口が減少する中、高齢者人口は平成30年（2018年）までは増加を続け、その後は減少に転じると推計しています。

高齢化率は、今後も上昇していくものと推計しています。

単位：人、%

区分	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
浜田市全体						
総人口	54,514	53,686	52,859	52,031	51,203	50,360
高齢者人口	19,599	19,450	19,302	19,153	19,005	18,794
高齢化率	36.0	36.2	36.5	36.8	37.1	37.3
浜田						
総人口	40,156	39,602	39,048	38,494	37,940	37,354
高齢者人口	13,612	13,523	13,434	13,345	13,256	13,128
高齢化率	33.9	34.1	34.4	34.7	34.9	35.1
金城						
総人口	4,267	4,198	4,129	4,060	3,991	3,922
高齢者人口	1,651	1,646	1,640	1,635	1,629	1,611
高齢化率	38.7	39.2	39.7	40.3	40.8	41.1
旭						
総人口	2,740	2,670	2,599	2,529	2,458	2,395
高齢者人口	1,153	1,130	1,107	1,084	1,061	1,040
高齢化率	42.1	42.3	42.6	42.9	43.2	43.4
弥栄						
総人口	1,312	1,282	1,251	1,221	1,190	1,163
高齢者人口	628	618	607	597	587	575
高齢化率	47.8	48.2	48.5	48.9	49.3	49.5
三隅						
総人口	6,040	5,938	5,835	5,733	5,631	5,532
高齢者人口	2,557	2,540	2,522	2,505	2,487	2,458
高齢化率	42.3	42.8	43.2	43.7	44.2	44.4

注：自治区別にそれぞれ推計をしているため、浜田市全体の数値は内訳の合計と合致しません
資料：浜田地区広域行政組合



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

わが国では、平均寿命の伸びと出生率の低下による少子化が急速に進み、また一方では高齢化率が急激に上昇して将来の社会経済情勢にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されているところです。老後の生活や健康づくりなど、将来に対する高齢者の負担を軽減し、改善していくためには、国・県・市といった行政が連携した高齢者施策の推進はもちろんのこと、高齢者が地域で自立した生活ができる、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった包括的・継続的な支援体制を構築していくことが望まれます。

本市の高齢化率は、平成27年（2015年）の国勢調査で33.4%と国・県の値を上回り、高齢化の進行はとりわけ顕著となっています。高齢者が今後も可能な限り住みなれた地域で、自らの有する能力を最大限に生かしながら、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、行政をはじめ、市民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、連携し支え合える地域社会を実現する必要があります。

このため、本計画においては、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり基本理念として掲げ、その実現を目指します。

基 本 理 念

**住みなれたまちで、健康でいきいきと
安心して暮らし続ける**

2 計画の基本目標

本計画の基本目標についても、前計画を引き継ぎ、次のとおりとします。

基 本 目 標

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 地域包括ケア体制の充実 | 4 サービス基盤の計画的整備 |
| 2 介護予防と生活支援体制の充実 | 5 生涯現役のまちづくり |
| 3 認知症高齢者支援施策の充実 | |

3 計画の体系

基本理念

住みなれたまちで、健康でいきいきと
安心して暮らし続ける

基本目標

施策の方向

1 地域包括ケア体制の充実

(1) 地域包括ケアシステムの構築

(2) 住民参加による地域福祉の推進

(3) 地域における連携体制の強化

2 介護予防と生活支援体制の充実

(1) 健康長寿社会の実現

(2) 介護予防の推進

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業

(3) 生活支援サービスの充実

- ① 包括的支援事業
- ② 福祉サービスの充実

3 認知症高齢者支援施策の充実

(1) 認知症に対する正しい理解の普及

(2) 地域における高齢者の権利擁護

(3) 状況に応じた適切な支援体制の構築

(4) 見守り体制の充実

4 サービス基盤の計画的整備

(1) 介護保険施設基盤の計画的整備

(2) 介護保険対象外施設の有効活用

(3) 人材確保とサービスの質の向上

5 生涯現役のまちづくり

(1) 生きがいづくりと社会参加活動の推進

(2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

第4章 目標達成のための事業

1 地域包括ケア体制の充実

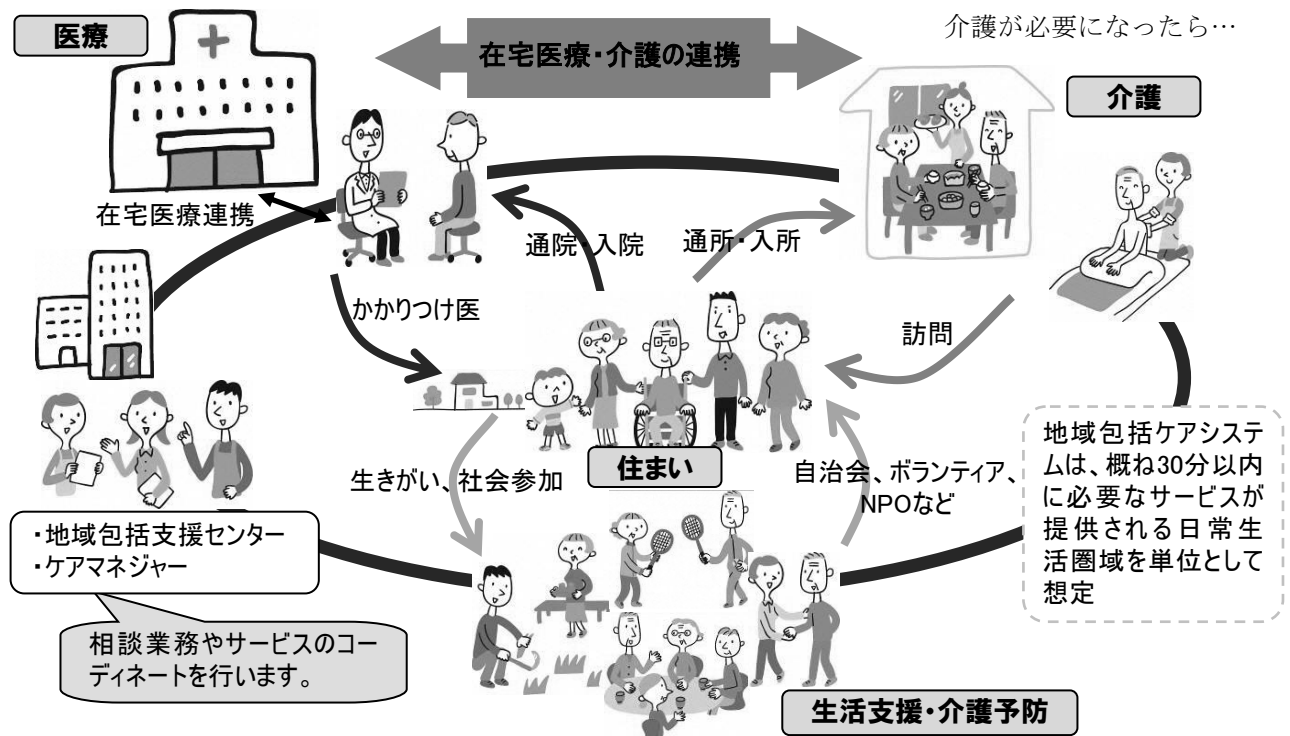
(1) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するための取り組みを推進します。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。

■地域包括ケアシステムの姿

病気になったら…



いつまでも元気に暮らすために…

(2) 住民参加による地域福祉の推進

高齢者の多くが、住みなれた地域で自立して暮らし続けることを望んでいます。高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住みなれた地域で安心して生活するためには、公的な福祉サービスの供給体制を整備するだけでなく、地域活動への住民参加を促進し、地域全体における福祉意識を向上させるなど、地域全体で高齢者を支える体制を充実していく必要があります。

近年、高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り等地域での高齢者を支える体制については一層の強化が求められます。

隣近所の助け合い（互助）や地域の連携による助け合い（共助）の体制を確立するため、地域住民が地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを進めます。

施 策	内 容
ボランティアの育成	●浜田市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターにより、登録と参加の促進を図ります。 ●ボランティア等によるサービス提供の促進に向けて、多様な人材の育成・支援に取り組みます。
浜田市ボランティアセンターの機能充実	●浜田市ボランティアセンターの情報収集・提供機能の強化を図るとともに、地域課題に対応するボランティア活動事業の企画開発を推進します。
ボランティア・NPOの活動支援と参加促進	●高齢者自身の社会参加活動を通じて、介護予防に資することを目的としたボランティアポイント制度について検討します。 ●各種助成制度の利用を促進することで、ボランティア・NPOの活動を支援します。
福祉教育の推進	●高齢者との交流や施設での実習体験、小学校における認知症サポーター ³ 養成講座の開催など、子どもたちが高齢者福祉等を身近なものとして自ら考える機会を提供し、地域や学校において高齢者に関する福祉教育の促進を図ります。

3 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症の人やその家族を温かく見守る支援者。認知症サポーター養成講座を受講すると認知症サポーターの証としてオレンジリングが授与される。

(3) 地域における連携体制の強化

高齢者の自立を支える役割を果たす中核的機関である「地域包括支援センター」を中心に、介護事業所対象のネットワーク研修等を通じて専門職による多職種の連携強化を図っています。また、各日常生活圏域において生活支援コーディネーター⁴を配置し、地域における地縁組織等の活動・連携強化を支援しています。

今後は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うとともに、「地域包括支援センター」の人材育成を図ります。

また、行政サービスのみならず、ボランティアやNPO、民間企業等の多様な事業主体による支援体制の構築と、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につながる取り組みを推進します。

施 策	内 容
在宅医療・介護連携の充実	●在宅医療を担う医療機関や介護サービス事業所等の情報の把握に努めます。 ●在宅医療と介護の相互理解や連携強化を図るため、病院・診療所・歯科診療所・介護サービス事業所等の関係機関と必要な事項について協議を行います。 ●在宅医療や介護を利用している患者や利用者の相談等に対応できるよう、切れ目なく連絡やサービス等を提供できる体制づくりに取り組みます。
生活支援体制の整備	●生活支援コーディネーターが中心となって、関係者のネットワーク化と地域の資源や課題の検討に取り組みます。 ●生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービス提供主体が参画し、情報提供や連携強化を図ります。

⁴ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。

2 介護予防と生活支援体制の充実

(1) 健康長寿社会の実現

健康寿命の延伸を図るため、65歳以上の平均自立期間の延伸を目指し、生活機能・認知機能の低下の予防に努めます。

特に女性においては、平均寿命の伸び・健康寿命の伸びともに県平均よりも下回っており、原因疾患の予防や社会参加の促進等による取り組みを強化していきます。

施 策	内 容
総合的な健康づくり事業の推進	●関係各課、公民館、自主活動組織や、地域の既存組織と連携のうえ、総合的な健康づくり事業を円滑に推進します。

項 目		実績値 平成25年（2013年）を中間年とした 5年の平均	目標値 平成32年度（2020年度）
65歳の平均自立期間	年	男性：16.77 女性：19.74	男性：17.46 女性：20.92

(2) 介護予防の推進

本市では介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年度（2017年度）から開始しました。引き続き、要介護認定の原因リスクや機能低下予防への対策を推進していくとともに、地域住民のニーズも把握しながら、生活支援の体制整備とあわせて、介護予防の取り組みを推進します。

①介護予防・生活支援サービス事業

施 策	内 容
訪問型サービスの充実	●ホームヘルパー等による介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービスを提供します。
通所型サービスの充実	●デイサービスセンター等において、介護予防通所介護に相当する通所型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービスを提供します。
介護予防ケアマネジメントの充実	●要支援状態の改善や要介護状態となることを予防するため、総合事業やその他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、対象者にアセスメント ⁵ を行い、心身の自立性向上を見込めるプランを作成します。 ●対象者の生活機能の維持及び悪化の予防に努めるとともに、インフォーマルサービス等も含めた総合的な支援を引き続き行います。

項 目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
要支援・要介護認定率	%	23.9	24.5以下
うち要介護1以上の認定率	%	18.7	19.0以下

※浜田地区広域行政組合の数値より（平成32年度（2020年度）は浜田広域圏の目標）

⁵ アセスメント：介護福祉の分野では、介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動を行う前に、行われる評価。

②一般介護予防事業

施 策	内 容
介護予防把握事業	●高齢者本人や家族からの相談及び民生児童委員など地域住民からの情報、健診・健康相談・健康教育・訪問・脳卒中等発症情報システム等の活動、介護認定非該当の情報、基本チェックリスト ⁶ の情報などをもとに、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に努めます。
介護予防普及啓発事業	●介護予防推進講座の充実や介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場の充実を目指し、運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発を行うことで、主体的な介護予防への取り組みを促進します。
地域介護予防活動支援事業	●高齢者が生きがいや幸せを実感できる地域づくりを推進するため、住民主体の自主活動の支援、高齢者サロン ⁷ の運営支援、未設置地域への情報提供や新規立ち上げ支援を実施します。
地域リハビリテーション活動支援事業	●作業療法士や理学療法士など、リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等において、助言をするなど、活動の支援を行います。

項目			実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
介護予防把握事業		人	1,595	1,600
介護予防普及啓発事業	介護予防普及活動事業※1	人	12,147	5,400
	食生活改善啓発事業	人	2,255	2,300
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防活動支援事業※2	人	3,321	1,900
	地域住民グループ支援事業※2	回	224	140
地域リハビリテーション活動支援事業※3		回	—	36

※1：平成29年度（2017年度）より一部機能を介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

※2：平成29年度（2017年度）より一部機能を生活支援体制整備事業へ移行

※3：平成29年度（2017年度）から事業開始

6 基本チェックリスト：生活機能全般に関する質問、運動機能に関する質問、栄養状態に関する質問、口腔機能に関する質問等からなり、介護予防を必要とする状態かどうかのチェックを行うもの。

7 高齢者サロン：地域の中で高齢者が集い、交流する場のひとつ。高齢者が生活する地域の中で開催されるため、閉じこもりがちな高齢者の外出するきっかけとなる。

(3) 生活支援サービスの充実

要支援者に対する介護予防サービスと配食、見守り等、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供できるサービスなど、地域の実情に応じたサービスを実施します。

①包括的支援事業

施 策	内 容
総合相談支援事業	●地域包括支援センター、サブセンターを中心に地域におけるネットワークの構築を図るとともに、本人や家族が必要な支援を把握し、適切なサービス提供のための総合的かつ多面的な支援を行います。 ●高齢者福祉サービスに関する情報誌や市のホームページにおいて情報提供を行います。
権利擁護事業	●高齢者福祉・介護保険事業所や医療機関に留まらず、警察や弁護士等の関係機関と連携し、虐待防止事業の充実を図ります。 ●社会福祉協議会が担っている法人後見の支援員養成の推進と、稼働可能な市民後見人⁸の輩出に取り組みます。 ●成年後見制度について、市民対象に講演会を実施するなど、周知を図るとともに、本人・配偶者・親族が行う申立て手続きについて支援します。 ●市民後見人養成事業を社会福祉協議会へ委託し、人材の育成に努めます。 ●親族等による後見申立てが困難なケースについては、市長申立てにより対応します。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	●介護保険事業者を対象とした研修会の開催や個別事例の地域ケア会議等の開催により、困難事例への支援を行います。 ●個別の地域ケア会議を積極的に開催し、地域における課題の共有と解決に向けた取り組みを図ります。
在宅医療・介護連携の推進	●医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係者と介護関係者による多職種連携による勉強会の定例開催を行い、『顔の見える関係づくり』や連携シート作成に向けて支援を行います。 ●医療・介護の課題抽出や対応策を検討する場として「浜田市地域包括ケア推進連絡会」を活用し、連携の強化に努めます。 ●入院、転院、退院時の相談にきめ細かく対応するための関係者間のネットワークづくりを進めます。 ●在宅医療やその機能等を広く市民に紹介し、地域医療の周知を図ります。
認知症施策の推進	●認知症高齢者に優しい地域づくりを推進するため、新オレンジプラン⁹に沿った認知症サポーター養成講座や認知症カフェ等を実施します。

8 市民後見人：市民後見人養成講座を終了し、成年後見制度の知識をもった人が第三者の後見人となる。後見活動に関わる人たちであり、親族後見人と専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の間の存在として位置づけられる。

9 新オレンジプラン：「認知症施策推進総合戦略」ともいい、従来の「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）に代わり、平成27年（2015年）1月に厚生労働省が関係府省庁と共同して策定した国の認知症施策の指針のこと。

施 策	内 容
生活支援体制の整備	●住民参加による支え合いの仕組みづくりを推進するため、各日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援の担い手の養成等に取り組めます。 ●定期的な情報の共有・連携の強化の場として、全市レベルの協議体、各日常生活圏域ごとの協議体を設置し、生活支援や介護予防における基盤整備に向けて取り組めます。 ●地域の現状を把握し、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチングを行います。
地域ケア会議の推進	●「個別ケア会議」を通して、個々の高齢者に対する支援の方向性とそれを支える社会基盤の整備を進めます。

項 目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
高齢者虐待相談件数	件	13	15
市長申立て件数	件	17	20
困難事例対応件数	件	564	600
個別ケア会議開催数	回	85	100

②福祉サービスの充実

高齢者が安心した在宅生活を送ることができるように、日常生活用具給付事業、緊急通報体制整備事業、家族介護教室・家族介護者交流事業など各事業を実施しています。

独居高齢者が増加していることから、安心・安全な生活支援への取り組みの強化に努めます。

施 策	内 容
家族介護支援事業	●在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護し、介護のために紙おむつ等の介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図る家族介護用品支給事業を実施します。 ▶対象者は、市内に住所を有し、要介護4または5の認定を受けている高齢者等を介護している市民税非課税世帯等で、支給する介護用品の合計額は、該当者1人1年度あたり4万円です。 ●在宅の要介護認定者を介護している家族に対し、家族介護慰労金を支給することにより、家族介護の負担軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活を支援します。 ▶対象者は、市内に住所を有し、要介護4または5の認定を受けていて、かつ介護保険サービスを1年間利用しない高齢者等がいる市民税非課税世帯で、支給額は1件あたり10万円です。 ●在宅で要介護認定者を介護している家族に対し、在宅介護慰労金を支給することにより、要介護高齢者の在宅介護を支援する在宅介護慰労事業を実施します。利用促進を図るため、事業の周知に努めます。 ▶対象者は、市内に住所を有し、要介護4または5の認定を受けている高齢者等を過去1年間のうち180日以上在宅（入院または宿泊を伴う介護保険サービスを利用しない）で介護している市民税非課税世帯で、支給額は1件あたり3万円です。 ●高齢者を在宅で介護している家族等を対象に、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を開催します。 ●高齢者を在宅で介護している介護者相互の交流を図るとともに、心身のリフレッシュを図るための交流会を開催します。
成年後見制度利用支援事業	●成年被後見人等の経済的負担を軽減し、成年被後見人等による身上監護、財産管理等の適切な援助が受けられるようにするため、成年被後見人等に対し、成年被後見人等に支払う成年後見制度利用に係る報酬を助成します。
地域自立生活支援事業	●高齢者の「食」の自立の観点から利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の要望等の情報を収集・分析し、十分なアセスメントを行った上で、配食サービスを提供します。 ●配食サービスを提供の際に利用者の安否確認を行います。 ●配食サービスは全市宅配可能業者の拡大を図るとともに、昼食だけでなく、夕食宅配についても検討します。 ●県営住宅・市営住宅の入居者に対し、生活援助員の派遣や緊急通報の受信等を行うことにより、高齢者の安心した生活の確保や住みなれた地域での生活の継続を支援するシルバーハウジング¹⁰事業を実施します。
日常生活用具給付事業	●日常生活に支障がある高齢者及び独居高齢者に対し、電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付することにより、日常生活の支援を図ります。

10 シルバーハウジング：高齢者（60歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅をいう。住宅はトイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面の配慮を行うとともに、生活相談室を設けるなどの工夫がなされている。

施 策	内 容
緊急通報体制整備事業	●高齢者・障がいのある人のみで構成される世帯等に対し、緊急通報装置を設置することにより、高齢者・障がいのある人の日常生活における不安感を解消するとともに、急病や災害の発生時等の緊急時における迅速かつ適切な通報手段を確保することで、安心できる在宅生活の継続を図ります。

項 目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
家族介護用品支給事業	支給件数 件	172	200
家族介護慰労事業	支給件数 件	1	2
在宅介護慰労事業	支給件数 件	43	80
成年後見制度利用支援事業	助成件数 件	17	20
配食サービス事業	延配食数 回	19,233	36,000
シルバーハウジング提供戸数	戸	63	63
日常生活用具給付事業	件	3	5
電磁調理器	件	2	3
火災報知器	件	1	1
自動消火器	件	0	1
緊急通報体制整備事業 利用（設置）台数	台	237	300
家族介護教室・家族介護者交流事業 参加者数	人	139	200

3 認知症高齢者支援施策の充実

(1) 認知症に対する正しい理解の普及

認知症地域支援推進員¹¹を中心に、認知症カフェや認知症サポーター養成講座等の推進を行っています。

講演会や養成講座の受講者は高齢者が多くなっているため、今後は、認知症地域支援推進員を中心に若年層に向けて参加の働きかけを行い、認知症の人への理解を深めるための活動を推進していきます。

施 策	内 容
認知症に関する情報の発信	●認知症ネットワークを基盤に、医師等の医療スタッフや介護保険事業等のケアスタッフを対象とした研修会や市民講座等を開催することを通じて、「認知症」に関する情報発信を行います。
認知症サポーター養成講座の開催	●認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図ります。 ●講座の中では若年性認知症のことについても広く周知を図ります。
認知症カフェの開設・整備	●認知症に関する相談・勉強・交流・情報発信等ができる場である「認知症カフェ」の取り組みを推進します。

項 目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
認知症サポーター数	人	5,262	6,000

¹¹ 認知症地域支援推進員：認知症の人が地域の中での生活を継続していくために必要となる医療や介護、地域で支援を行う機関の連携協力についての調整役を担う者。（認知症地域支援推進員研修修了者）

(2) 地域における高齢者の権利擁護

判断能力の低下により、必要なサービスが受けられないことや権利を侵害されないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図っています。近年は、家族関係が複雑な事情で共依存状態や被虐待者が支援を拒否する事例等、諸問題が複雑に絡み合うケースが多く、地域包括支援センターのみの対応に限らず、医療機関や警察、弁護士等の関係機関とも密接に情報を共有し対応する事例が増加しています。

高齢者単独の相談だけでなく、複雑な事情が絡むケースが増えているため、そのような事例に対応できるよう、庁内の他の関係窓口との連携はもちろん専門職とも連携を密にして、虐待防止のための早期相談等の支援を行っていきます。

施 策	内 容
成年後見制度の普及・活用	●地域包括支援センター等の相談窓口の充実により、成年後見制度の普及・活用を促進します。
地域福祉権利擁護事業の普及・活用	●地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携を図り、地域福祉権利擁護事業の普及及び市民後見人の養成に努めます。
虐待防止の推進	●高齢者自身からの届け出や住民等からの通報、民生児童委員、ケアマネジャーからの相談に対して継続的な支援を行います。

項 目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
市民後見人養成講座受講者数	人	78	100

(3) 状況に応じた適切な支援体制の構築

認知症の人や家族ができる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、平成26年度（2014年度）に作成した「認知症ケアパス」（認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくもの）の普及を図ります。

また、認知症の人や家族に早期に関わり、診断、対応に向けた支援体制の構築を目的とする「認知症初期集中支援チーム」を平成29年（2017年）1月に立ち上げました。今後も、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加することが想定される中、認知症高齢者とその家族が、早期に適切な相談を受けられる体制づくり等の認知症施策を推進します。

施 策	内 容
認知症高齢者や家族の支援体制の構築	●認知症ケアパスの運用により、認知症の進行にあわせて医療・介護サービスを受けることができる体制整備を進めます。 ●「認知症相談マニュアル」を作成し、実践に向けての普及支援を行います。
認知症初期集中支援チームによる早期対応	●認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症初期集中支援チームの効果的な運用を進めます。 ●認知症の人やその家族を早期に支援できるよう、体制の強化を図ります。

施 策	内 容
認知症施策の推進	●認知症施策・在宅医療介護連携事業の中心的な役割を担う「浜田市地域包括ケア推進連絡会」の立ち上げにより、さらなる事業の推進を行います。 ●認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、新オレンジプランの7つの柱に沿って、施策を総合的に推進します。

項目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
認知症初期集中支援チーム対応件数	件	1	3

（４）見守り体制の充実

やさしい地域づくりとして、認知症高齢者等のＳＯＳネット等のネットワークの構築も推進しています。さらに、平成29年（2017年）3月の高齢者運転者対策の推進として道路交通法が改正されたことを受け、新たな連携体制の構築にも取り組んでいます。

各種関係機関との連携の充実に努め、地域・家族の会・専門関係者等の横のつながりを広くすることで、認知症の早期対応や重度化予防の推進を行っていきます。

施 策	内 容
見守り協定等の締結	●高齢者の安否確認や認知症高齢者の徘徊対策として、現在日本郵便株式会社浜田市内郵便局及び島根県理容生活衛生同業組合浜田支部と協定等を締結しています。引き続き、協力いただける団体を増やし、見守り体制の強化を図ります。

項目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
見守り協定等を締結した団体数	団体	2	7

4 サービス基盤の計画的整備

(1) 介護保険施設基盤の計画的整備

第6期介護保険事業計画における平成29年（2017年）11月1日現在の施設の整備状況は次のとおりです。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			441
浜田			204
特別養護老人ホーム	偕生園	浜田市黒川町	70
特別養護老人ホーム	美川苑	浜田市内村町	50
特別養護老人ホーム	たんぽぽの里	浜田市長浜町	54
特別養護老人ホーム	ロング・レン	浜田市長沢町	30
金城			80
特別養護老人ホーム	かなぎ園	浜田市金城町七条	50
特別養護老人ホーム	くざの里	浜田市金城町久佐	30
旭			30
特別養護老人ホーム	あさひ園	浜田市旭町本郷	30
弥栄			70
特別養護老人ホーム	弥栄苑 本館	浜田市弥栄町木都賀	30
特別養護老人ホーム	弥栄苑 新館	〃	40
三隅			57
特別養護老人ホーム	ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	57

資料：浜田地区広域行政組合（平成 29年（2017年）11 月 1 日現在）

■介護老人保健施設

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			320
浜田			60
介護老人保健施設	夕陽ヶ丘	浜田市国分町	60
金城			100
介護老人保健施設	さざんか	浜田市金城町七条	100
旭			60
介護老人保健施設	旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷	60
三隅			100
介護老人保健施設	アゼーリみずすみ	浜田市三隅町河内	100

資料：浜田地区広域行政組合（平成 29年（2017年）11 月 1 日現在）

■介護療養型医療施設

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			44
浜田			44
神在坂クリニック 大橋整形外科医院		浜田市長沢町	12
島田病院		浜田市殿町	32

資料：浜田地区広域行政組合（平成 29年（2017年）11 月 1 日現在）

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			126
浜田			81
グループホーム	みかわ	浜田市内村町	9
グループホーム	美川の郷	浜田市内村町	18
グループホーム	ひなたぼっこ・相生	浜田市相生町	18
グループホーム	はまぼうふう	浜田市久代町	18
グループホーム	みんなの家	浜田市熱田町	18
金城			18
グループホーム	さくら	浜田市金城町七条	18
弥栄			9
グループホーム	ふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀	9
三隅			18
グループホーム	ゆうな	浜田市三隅町河内	18

資料：浜田地区広域行政組合（平成 29年（2017年）11 月 1 日現在）

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			49
浜田			29
特別養護老人ホーム 福寿草		浜田市治和町	29
旭			20
特別養護老人ホーム あさひ園		浜田市旭町本郷	20

資料：浜田地区広域行政組合（平成 29年（2017年）11 月 1 日現在）

■特定施設入居者生活介護

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			213
浜田			100
	養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50
	グランドケアホーム はまぼうふう	浜田市久代町	50
金城			40
	介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40
旭			50
	長寿苑外部サービス利用型特定入居者生活介護事業所	浜田市旭町今市	50
三隅			23
	養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23

資料：浜田地区広域行政組合（平成 29年（2017年）11 月 1 日現在）

■浜田市・江津市における施設整備の見込み

種 別	整備量	整備年度
小規模多機能型居宅介護又は 看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	平成32年（2020年） 4月以降

資料：浜田地区広域行政組合 第7期介護保険事業計画

（２）介護保険対象外施設の有効活用

居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームをはじめ、軽費老人ホーム、高齢者生活福祉センター等において、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導や訓練、その他の援助を行うとともに、老人憩いの家や老人福祉センターではレクリエーション等を行い、高齢者の生涯学習活動を支援しています。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）において、今後対象者の拡大が懸念されるため、サービスが必要な方へ適切に供給できるよう、現在の取り組みを継続します。

施 策	内 容
養護老人ホーム	●65歳以上で、かつ家庭環境及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象とした施設です。現在、本市には4施設、173床が整備されていますが、入所希望者の状況（障がいや精神疾患など）によっては対応が困難なこともあります。引き続き、入所判定基準や介護保険等のサービスを利用した在宅生活の可否について十分な精査を行い、適切な入所決定を行います。

施 策	内 容
軽費老人ホーム	●60歳以上で、かつ身の回りのことはある程度自分でできるが、家庭環境や住宅事情等の理由により在宅で生活することができない高齢者を対象とした施設です。無料または低額な料金で、入所者に食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的としています。
高齢者生活福祉センター	●身体が虚弱で日常生活に不安がある高齢者等を対象とした施設です。孤独感の解消や心身機能の維持向上を図ることなどを目的に、介護保険等のデイサービス、居住棟（生活支援ハウス）への入居サービス、短期入所及び高齢者の交流などを行っています。居住棟への入居については、冬期の短期的な入居対策、山間部や集落の中心部から離れた地域での独居高齢者等の受け皿として活用しています。
有料老人ホーム	●高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する民間の施設です。居住の権利も賃貸・分譲・終身利用などがあります。
サービス付き高齢者向け住宅	●介護・医療と連携して、安否確認などの高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅をいいます。平成23年（2011年）の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）改正により、従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化したものです。
老人憩いの家	●高齢者等が教養、休養及びレクリエーションのために使用することを目的とした施設です。利用者は、特に高齢者だけに限定しておらず、さまざまな年代・地域の人たちを対象としています。

■養護老人ホーム

施設名等	所在地	定員（床）
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50
養護老人ホーム 長寿苑	浜田市旭町今市	50
養護老人ホーム 寿光苑	浜田市弥栄町長安本郷	50
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23

■軽費老人ホーム

施設名等	所在地	定員（人）
ケアハウス美川	浜田市内村町	50

■高齢者生活福祉センター

施設名等	所在地	定員（人）
浜田市金城高齢者生活福祉センター	浜田市金城町下来原	入居 16 短期入所 4

■有料老人ホーム

施設名等	所在地	定員（人）
とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町	12
共生の家	浜田市相生町	13
浜田市やさかやすらぎの家	浜田市弥栄町木都賀	6
浜田市あさひやすらぎの家	浜田市旭町本郷	6
グループリビングなかのやさん家	浜田市三隅町西河内	5
花みずきの家	浜田市港町	9
グランドケアホームはまぼうふう	浜田市久代町	60
サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	7
懷燕	浜田市金城町下来原	16
介護付き有料老人ホームサンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40

■サービス付き高齢者向け住宅

施設名等	所在地	戸数
サービス付き高齢者向け住宅 心の里 はるにれ	浜田市三隅町三隅	30

■老人憩いの家

施設名等	所在地
浜田市老人憩いの家	浜田市弥栄町木都賀

(3) 人材確保とサービスの質の向上

介護保険制度は、高齢者を支える社会保障制度として定着し、高齢者人口の増加とともに介護サービスの需要は増加していますが、依然として介護職を取り巻く労働条件等の環境は改善されず、人材不足の状況は続いています。

介護保険事業所において人材確保は大きな課題であるため、新規採用者の雇用や潜在的有資格者、実務経験者を雇用するなど、一定の要件を満たした場合には、事業所に対して補助金を交付しています。

多様化するニーズに対応した介護保険サービスを提供するため、介護保険サービス事業者の人材不足を解消するための取り組みを推進します。

施 策	内 容
介護人材の確保と育成	●介護保険サービス事業者と連携しながら、介護に従事する人材の確保や定着に向けた支援策の検討・実施に努めます。 ●新規採用者の雇用や潜在的有資格者、実務経験者を雇用するなど、一定の要件を満たした場合に補助金を交付します。

項 目		実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成32年度（2020年度）
補助金利用事業所数	事業所	6	7
雇用人数	人	14	15
定着人数	人	11	12

5 生涯現役のまちづくり

(1) 生きがいづくりと社会参加活動の推進

長寿社会となった現在において「高齢者」という枠に収まらない、「生涯現役」という意識を持った多くの人々の社会参加は、これからの社会を動かしていく大きな力になります。生涯現役で積極的に社会と関わり、自分らしく自立して生きていくライフスタイルを持つことで、いきいきと心豊かに生活することができると考えます。

今後も引き続き、高齢者クラブが社会参加・生きがい対策として実施する各種教室やスポーツ大会等事業を支援します。

施 策	内 容
高齢者クラブ活動の支援	●健康づくり、介護予防支援を目的とした各種スポーツ大会や、地域の支え合いを目的に子ども、高齢者の見守りを行う高齢者クラブの活動について啓発を図ります。 ●新規会員の確保等について、市民への周知広報を行うことで支援します。

(2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

本市の有する「浜田市シルバー人材センター」は、地域の高齢者を中心に組織し、働くことを通じて社会に貢献することを目的とする公益性のある法人であり、会員は、豊かな経験と知識、能力を生かして、就業やイベント参加を通じて社会活動と地域づくりに貢献し、会員の生きがいづくりや健康維持につながる活動を行っています。

事業実績が増加している一方、会員数は減少傾向にあることから、会員確保と新規就業先の開拓、職域の拡大に向けた取り組みを支援します。

施 策	内 容
シルバー人材センターの支援	●広報誌やホームページなどを通じ、シルバー人材センター活動のPRに努めます。 ●高齢者が培ってきた技術や技能を活かすことのできる新たな就業機会の創出のための支援に取り組みます。

第5章 安全安心なまちづくりを目指して

1 防災対策の推進

(1) 迅速な情報伝達

高齢者が迅速に緊急情報を取得できるように、本市では、事前登録制の防災防犯メールや、登録の有無に関わらず対応するすべての携帯電話等で受信できる緊急速報メールを活用し、災害発生時における情報伝達を行っています。

また、高齢者福祉施設に対しては、防災行政無線放送を受信することができる防災行政ラジオを配付し、情報伝達の多重化を図っています。

今後、防災防犯メールのより一層の登録推進を図るとともに、さらなる情報伝達手段の多様化を検討し、災害発生時に備えて、高齢者が安心して暮らすことができる情報伝達体制の構築を図ります。

施 策	内 容
防災講座の開催 による情報取得手段 の周知	●地域主催の集会等で防災出前講座を実施し、防災防犯メールを含む情報取得について周知を図ります。

(2) 避難行動要支援者名簿の活用と推進

登録者本人の同意を得た名簿を平成27年（2015年）5月から自主防災組織、消防団、民生児童委員などの避難支援等関係者に提供しています。意向確認で「非同意」の意思表示をされた方、回答の無い「未確認」の方へは、一定の時期ごとに再確認を行っています。

高齢者等が安心して暮らすことができるよう、災害時等の対応の強化を図ります。

施 策	内 容
災害時避難行動要支援の推進	●災害時避難行動要支援制度の周知を進めるとともに、避難行動要支援者名簿の整備に取り組みます。 ●関係機関との連携強化に努めます。

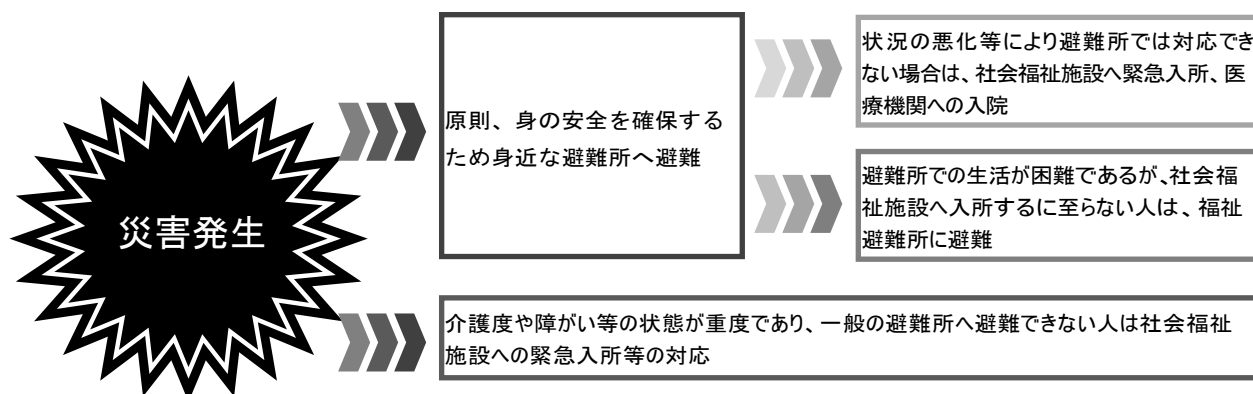
(3) 福祉避難所の設置

高齢者や障がいをもった方など要配慮者の方々は、避難所生活が長くなった場合には、体調管理が難しいため、健康を害し、生活再建への移行に困難を生じることが考えられます。そこで、本市では、要配慮者が避難生活を送ることができる福祉避難所を、各自治区に1カ所ずつ指定しています。しかし、受入れ人数に限りがあるため、社会福祉施設等との福祉避難所協定締結の検討や、指定避難所内に福祉避難スペースを設けることで応急対応できる体制の検討を行っています。また、しまね災害福祉広域支援ネットワークから福祉専門職員の派遣を受ける協定を締結するなど、要配慮者の福祉的ニーズに対応できる体制を整えています。

今後は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の新規指定や社会福祉施設等との協定の締結を進めていきます。また、福祉避難所における良好な生活環境を確保するために、福祉避難所運営マニュアルの策定に取り組んでいきます。

施 策	内 容
福祉避難所の設置	●福祉避難所の利用の対象となる人の把握に努めます。 ●福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができる機能を段階的・重層的に整備します。 ●あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に周知します。

■福祉避難所イメージ図



2 その他の対策

(1) 消費生活におけるトラブルに巻き込まれないために

消費生活におけるトラブルに関する相談窓口を開設し、相談対応を行っています。また、希望された団体等へ消費者出前講座を行うなどの取り組みを行っています。

万が一、トラブルに巻き込まれた場合は迅速な対応が求められるため、家族、警察、浜田市消費生活相談室及び地域包括支援センター等、身近な人や機関に相談することが重要となります。今後は、トラブルの啓発・被害防止のため、消費者安全確保地域協議会を設置し、関係機関・団体と情報共有しながら消費者被害の抑制を図ります。

施 策	内 容
消費者相談及び啓発活動の推進	●消費生活相談員による消費生活相談を実施します。 ●消費者問題に関する出前講座の実施、市広報誌による情報発信等に取り組みます。 ●消費者問題等についての情報収集に努めます。

(2) 高齢者が安心して暮らせる居住環境

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活環境を整えるための適切な住宅改修やサービス付き高齢者向け住宅等への住み替えのための情報提供など、高齢者の居住環境の充実のための支援を行います。

施 策	内 容
住まい・施設の整備	●民間事業者や住民に対してユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発するとともに、高齢者・障がいのある人等とともに生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性について啓発します。 ●公共施設や病院、交通施設等の公益施設などの新設時及び改良時に併せて、バリアフリー化を推進・指導します。 ●高齢者向け住宅について、必要な事業者に対して情報提供を行います。 ●市営住宅の改修・整備に併せて、高齢者が住みやすいようにバリアフリー化を推進します。

(3) 高齢者が利用しやすい交通環境

自動車の運転ができない高齢者の移動手段として、公共交通は大きな役割を担っています。本市では、「浜田市地域公共交通再編計画」に基づいて交通体系の改善を進めており、より一層高齢者にやさしい交通体系の構築に取り組んでいます。

また、公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動に掛かる費用負担を軽減するため、「敬老乗車券交付事業」の継続・拡充を検討します。

施 策	内 容
敬老乗車券交付事業の継続・拡充	●公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動に掛かる費用負担を軽減するため、「敬老乗車券交付事業」の継続・拡充に取り組みます。
浜田市地域公共交通再編計画の見直し	●高齢者等の交通弱者が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「浜田市地域公共交通再編計画」の見直しを平成30年度（2018年度）に行います。

第6章 高齢者福祉の推進にあたって



1 計画の推進体制

本計画策定後は、計画に沿った施策展開が円滑に行われるよう、高齢者のニーズや活用できる地域資源を適宜把握し、庁内各部及び浜田地区広域行政組合との連携を図りながら、計画の進行を管理・検証する必要があります。

そのため、担当課が中心となって計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画の見直し時期には、本計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施します。

2 果たすべき役割

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉・介護などを中心に多岐にわたる施策に対して一体的に取り組む必要があります。効率的な計画推進を図るため、より一層横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいかなければなりません。

また、国や県の動きにも注意しながら計画を推進していくとともに、広域に関わる問題や国や県の協力を必要とする問題についても迅速に対応することができるよう連携の強化に努めます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、多様な関連施設や機関の協力、民生児童委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、浜田市医師会、浜田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、浜田市高齢者クラブ連合会、女性組織、公民館、サービス提供事業所、島根県及び保健所等との連携が不可欠です。円滑な事業運営を図るため、関係者が必要とする情報を共有できるよう情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなどの協力体制づくりに取り組みます。

資料編

1 策定経過

開催日	内容
平成29年（2017年） 12月25日（月）	○第1回高齢者福祉専門部会 ・部会長、副部会長の選任について ・浜田市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて ・浜田市高齢者福祉計画の素案について
平成30年（2018年） 1月11日（木）～ 2月9日（金）	○パブリックコメント
1月15日（月）	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市高齢者福祉計画（素案）について
2月1日（木）	○第3回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市高齢者福祉計画（素案）の修正案について

※「浜田市高齢者福祉計画」に関連する部分のみ

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成17年12月22日

規則第241号

改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会委員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平成20規則5・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則 (平成20年4月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
浜田市社会福祉協議会	会長	大谷 克雄	副会長
島根県立大学	教授	川中 淳子	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
那賀郡医師会	会長	寺井 勇	
浜田歯科医師会	会長	竹原 茂央	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	石黒 眞吾	
浜田市民生児童委員協議会	会長	木村 豪成	会長
浜田市保育連盟	会長	山口 記由	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	舩附 克己	
浜田保健所	所長	竹内 俊介	
浜田警察署	署長	永瀬 英昭	
浜田児童相談所	所長	山本 尚樹	
浜田市校長会	会長	牛尾 聖次	
浜田自治区地域協議会	委員	山下 秀子	
金城自治区地域協議会	副会長	岩田 博子	
旭自治区地域協議会	委員	馬場 真由美	
弥栄自治区地域協議会	委員	小笠原 詞子	
三隅自治区地域協議会	委員	長尾 百合	

4 浜田市高齢者福祉専門部会委員名簿

関係団体	職名等	氏名	備考
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船附 克己	
浜田圏域老人施設協議会	特別養護老人ホーム かなぎ園施設長	下岡 謙治	
浜田地域介護支援専門員協会	会長代理	大野 渉	
公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部浜田地区会	島根県支部副会長	下田 眞輝子	
浜田市医師会	島田病院 院長	島田 康夫	部会長
浜田医療センター	医療社会事業 専門員	保村 勤子	
浜田市社会福祉協議会	介護福祉課長	芹原 克博	副部会長
浜田自治区地域協議会	委員	山下 秀子	
金城自治区地域協議会	委員	古城 護	
旭自治区地域協議会	委員	塚崎 育生	
弥栄自治区地域協議会	委員	小田 紀代美	
三隅自治区地域協議会	委員	福原 誠	
島根県浜田保健所	調整監	今若 陽子	
浜田市地域包括支援センター	高齢者包括支援係長	山藤 志途恵	

浜田市高齢者福祉計画

平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）

発行年月：平成30年（2018年）3月

発行・編集：浜田市健康福祉部 健康長寿課
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9320

FAX：0855-23-3440